

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
住所／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

第1回人権学習会を6月27日（土）に開催しました。

今回の学習会は、三原市保健福祉課 子育て世代包括支援センターすくすく 保育士の倉橋咲江さんを講師にお迎えし『子どもの人権』～児童虐待の現状と対策～と題して行いました。

児童虐待の種類・発生要因・三原市児童虐待通告・相談の現状・児童虐待対応及び未然防止・三原市要保護児童対策地域協議会等を詳しく説明されました。

☆ 児童虐待対応の5つの「み」☆

- 1つ みせんに 妊娠期から切れ目なく予防的な取り組み
- 2つ みうしなわず 特に所属のない乳幼児期
- 3つ みまもり 見守りは傍観でなく親子を守るための適切な支援を継続すること
- 4つ みのがさず 繰り返されるケガ、頭部のケガ、体重増加不良、子どもの様子など虐待の兆候を見逃さず速やかな介入を検討する。
- 5つ みんなで できるだけ多くの機関と人がかわわり、力を合わせて子どもたちを地域で育てる。



そば打ち教室

第3回は、8月8日（土）
10時から開催します。

生花教室

第2回は、8月11日（火）
9時30分から開催します。



大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 8月21日(金) 9:00~12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 暮らしの相談・土地・家屋相談
相談員2名で対応します。次回は、9月18日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308



人権ってなんだろう？ NO.8

ハンセン病回復者等

ハンセン病は、治療方法が確立し治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のため偏見と差別があり、その結果、患者等の人権を侵害し社会復帰を困難なものにしています。

こうした偏見や差別意識をなくすため、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及が大切です。

☆ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病は、基本的には皮膚と末梢神経の病気です。ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。

この「らい菌」は非常に感染力の弱い菌です。

また、「らい菌」に感染しただけでは、発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

また、遺伝病ではないことも判明しています。

☆なぜ差別されたのでしょうか？

有効な治療方法がなかった頃には病気の進行に伴い、手、足、鼻、目などの一見してわかるところに変形や機能障害が起こりました。

また、家族から引き離されて強制的に療養所に入所させられたことから、「強い感染力を持った恐ろしい病気」であるといった誤ったイメージが定着してしまいました。

患者は、このような誤解や 国の誤った施策、また、その一端を担った県の施策などにより、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

☆どんな差別がありましたか？

ハンセン病患者を隔離することによって社会が救われるとの考えから対策が進められたので、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができませんでした。実名を名乗ることができず、断種や中絶手術が優生保護法により認められ、結婚しても子どもを生むことが許されませんでした。

また、療養所内での作業を強いられたり、一生療養所から出て暮らすことができず、死んでも療養所内で火葬され故郷の墓に埋葬してもらえませんでした。

患者だけでなく家族も本当につらい思いをすることになりました。

☆解決に向けての取り組み

平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく法的に強制隔離は終結しましたが、これまでの長期間にわたる隔離などにより、療養所入所者の社会復帰等が困難な状況にありました。

このような状況の中で、平成13（2001）年、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について国の責任を認める判決を出しました。国は控訴を断念し、従来のハンセン病対策の誤りを認め謝罪しました。

そして、平成21（2009）年4月にハンセン病患者等の福祉の増進、名誉回復等を目的に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

☆わたしたちができること。

まずは患者、回復者及びその家族の人たちが人権を大きく制限、制約されてきたこと、また、社会において偏見や差別が存在してきた事実を厳粛に受け止める必要があります。

そして、ハンセン病について、一人ひとりが正しい知識を持ち、偏見と差別をなくし、回復者の方々を温かく迎え入れる社会を実現することが必要です。

具体的には、家族と一緒にハンセン病について話し合ったり、講演会や資料展示会に参加するのもよいでしょう。

回復者の方が里帰りをされたときに介助したり、療養所を訪問することでも理解を深めることができます。

私たち自身が自分にも関係がある問題として、向き合い一人ひとりが、周りに合わせて態度を決めるのではなく「差別しない、差別を許さない」という認識を持って行動することが大切です。

参考資料(抜粋)「気づき」から「きずな」へ。
(広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子)平成29(2017)年3月発行)

※ 次回に続く